

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	4 車両の安全性の確保
項	1 自動車アセスメント情報の提供等
目	
1 計画の実施方針及び重点	
自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を提供し、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。	
また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	4 車両の安全性の確保
項	2 自動車の検査及び点検整備の充実
目	1 自動車の検査の充実
1 計画の実施方針及び重点	
自動車検査の円滑かつ適正な実施を行うため、次の事項を推進する。	
(1) 指定自動車整備事業制度の活用とその検査体制の充実を図る。	
ア 指定自動車整備工場に対し、立入監査を行い検査業務の適正な遂行について指導を行う。	
イ 自動車検査員に対し、法令、検査技術について研修を行いその能力の維持向上を図る。	
(2) 自動車検査場の設備の充実により、正確で効率のよい検査を実施する。	
2 計画の内容	
(1) 指定自動車整備工場立入監査	
1,098 工場に対して1工場年1回の立入り監査を行う。	
(2) 自動車検査員研修	
ア 実施時期 令和 7年 1月～ 2月	
イ 回数 26 回	
ウ 研修予定人員 3,800 人程度	
3 前年度の実績	
(1) 指定自動車整備工場立入監査	
715工場に対して実施した。	
(2) 自動車検査員研修	
ア 実施時期及び回数 令和 6年 1月～ 2月に26 回実施	
イ 研修人員 3,264人	

節	4 車両の安全性の確保
項	2 自動車の検査及び点検整備の充実
目	2 自動車点検整備の充実

1 計画の実施方針及び重点

整備不良車両の運行を防止するため定期点検整備の励行に関して次の事項を推進する。

- (1) 街頭検査並びに運送事業者の立入監査の際に指導を行う。
 - (2) 不正改造車を排除する運動を実施する。
 - (3) 自動車点検整備推進運動を実施する。
 - (4) 自動車分解整備事業者及び運送事業者並びに整備管理者の選任を必要とする自家用自動車の使用者に対する指導監督の強化
 - (5) 一般自動車使用者に対する指導
- ア 一般の自動車使用者に対しては、運輸支局窓口に「自動車の点検及び整備に関する手引き」及び自動車の点検に関するパンフレットを備え閲覧に供するとともに、確実な実施について指導を行う。
- イ 自動車整備工場においては、定期点検整備を実施した自動車には点検実施済ステッカーを前面ガラスに貼付させるとともに、次回点検時期を使用者に周知させる。
- ウ 暴走族等車両（不正改造車）に対しては、整備命令書を交付するとともに「不正改造車」のステッカーを貼付し、道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日付、運輸省令第67号）に適合させるよう強力に指導する。

2 計画の内容

- (1) 街頭検査の実施

春、秋の交通安全運動期間並びに年末年始輸送の安全総点検期間等を重点的に実施する。また、運送事業者の立入監査等も交通安全運動期間中を重点に、その他必要に応じ随時実施する。
- (2) 不正改造車を排除する運動の実施

令和6年6月1日から6月30日の1ヶ月間（強化月間）実施する。
- (3) 自動車点検整備推進運動を実施

例年9月から10月の2ヶ月間を重点期間として実施する。

ア 整備主任者研修

 - (ア)実施時期 令和 6年10月～11月
 - (イ)実施回数 24 回
 - (ウ)研修予定人員 3,800 人

イ 整備管理者研修

 - (ア)実施時期 令和 6年7月～令和 7年3月
 - (イ)実施回数 7 回
 - (ウ)研修予定人員 2,765 人

3 前年度の実績

- (1) 街頭検査

ア 実施回数 70 回（不正改造排除運動・自動車点検整備推進運動含む）

イ 検査車両数 5,375 両（うち、整備不良車 138 両）不良率 2.5 %
- (2) 不正改造車排除運動（重点期間 6月1日～6月30日）

ア 街頭検査 4 回

イ 検査車両数 31 両（うち、整備不良車 3 両）不良率 9 %

ウ 整備命令書交付 3 件
- (3) 自動車点検整備推進運動（重点期間 9月1日～10月31日）

ア 街頭検査 21 回

イ 検査車両数 1,668 両（うち、整備不良車 36両）不良率 2.1 %
 (4) 事業者立入検査及び研修会
 ア 認証・指定工場立入検査……715 工場
 イ 整備主任者研修……26 回 6,582 人
 ウ 自動車検査員研修……26 回 3,264 人
 エ 整備管理者研修……7 回 2,765 人

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	4 車両の安全性の確保
項	3 リコール制度の充実・強化
目	
1 計画の実施方針及び重点 北九州自動車検査登録事務所 自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不 具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対 する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	4 車両の安全性の確保
項	4 自転車の安全性の確保
目	
1 計画の実施方針及び重点 自転車利用者に対し、自転車の交通ルール、マナーはもとより、適正な点検整備の必要性、定期点検の励行等について啓発を図り、交通事故を起した際のリスクである高額賠償への対応等のほか、被害者救済の観点から損害賠償責任保険等への加入について周知を図り加入を促進するなど、安全利用に対する意識の向上を図る。	
2 計画の内容 (1) 警察 ア 自転車交通安全教育等の推進 自転車利用者に対し、歩行者及び他の車両に配慮した通行等の自転車の正しい乗り方、ライト点灯の徹底、自転車の側面等への反射材用品の取付け、ヘルメットの着用等、自転車の安全利用を促進するための自転車安全教育及び広報啓発を推進する。 イ 罰則や交通事故発生時のリスク等の周知 交通ルールを守らなかった場合の罰則を周知し、自転車の交通ルール遵守を図る。 また、自転車損害賠償保険等への加入義務、高齢者のヘルメット着用努力義務など「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の内容について周知を図る。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） ア 自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施 イ 県警等と合同による街頭啓発キャンペーンの実施 ウ 北九州市交通公園における自転車教室や小・中・高校への巡回交通安全教室を開催 エ 自転車シミュレーターを活用した交通ルールやマナーの学習と自転車事故の防止や交通安全の啓発の実施 オ 小学校高学年を主な対象とした北九州市自転車運転免許証制度（平成18年7月～）の実施 カ 中学2年生を対象とした、自転車交通ルール検定の実施 キ 新小学1年生及び新高校1年生の入学時に自転車安全利用リーフレットを配布 ク 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の周知	
3 前年度の実績 (1) 警察 「第2節 第3項 細目3 自転車の安全利用の促進」の前年の実績に同じ。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 「第2節 第3項 細目3 自転車の安全利用の促進」の前年の実績に同じ。	

実施機関：警察

節	5 道路交通秩序の維持
項	1 交通指導取締りの強化等
目	1 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 2 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

1 計画の実施方針及び重点

交通事故から市民を守り、安全で円滑な交通社会の実現を目的として、交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を指向した、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

2 計画の内容

(1) 重点指向した交通指導取締りの推進

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故に直結する悪質性・危険性の高い飲酒運転、横断歩行者等妨害等、無免許運転、妨害運転、速度超過、交差点関連違反等の取締りを推進する。

イ 可搬式速度違反自動取締装置の活用による取締りの推進

可搬式速度違反自動取締装置を効果的に運用し、取締り場所の確保が困難な生活道路等における速度違反取締りを推進する。

ウ 市民の要望を踏まえた交通指導取締りの推進

交通の円滑な通行を阻害する迷惑性の高い駐(停)車違反を始め、高速自動車国道等における悪質・危険な車間距離不保持等の取締りを推進する。

また、自転車運転者の違反に対する指導警告を積極的に実施するとともに、その警告に従わず違反行為を継続する者等の悪質、危険な自転車運転者に対しては、確実な検挙措置を講じる。

(2) 白バイ・パトカーによる街頭監視活動の推進

白バイ・パトカーの機動警らなど、交通街頭監視活動を強化する。

(3) 交通立番等街頭活動の強化

交通事故多発交差点や通学路等での交通事故多発時間帯における立番、高齢歩行者等に対する保護誘導活動を実施する。

(4) 使用者責任の追及

事業活動に関してなされた過積載や過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ公安委員会による指示処分や自動車の使用制限命令等を行い、違反の防止を図る。

なお、事業用自動車の運転者が、当該業務に関して酒気帯び運転等の悪質な違反を行った場合は、運輸支局長及び車両の使用者に対する通知を徹底し、事業用自動車による交通事故の一層の抑止を図る。

3 前年度の実績（県下、令和5年中）

(1) 交通法令違反検挙状況

(単位：件)

違反	飲酒運転	歩行者妨害	無免許	速度超過	駐(停)車違反	信号無視	一時不停止	その他	合計
件数	1,536	20,549	890	45,814	22,055	26,711	71,383	94,939	283,877

(2) 過積載運行車の取締等の状況（単位：件）

区分	過積載違反	指示処分	使用制限処分
件数	82	0	0

(3) 運輸支局長に対する通知件数 (単位：件)

区 分	最高速度	過積載	飲酒運転等	その他
件 数	2	12	4	57

節	5 道路交通秩序の維持
項	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
目	1 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 2 交通事故事件等に係る捜査力の強化 3 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

1 計画の実施方針及び重点

捜査員の捜査能力の一層の向上及び捜査体制の充実に努め、死亡事故やひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件や交通保険金詐欺事件等悪質な交通特殊事件において、適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

2 計画の内容

(1) 死亡事故、ひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件に対する組織的な捜査の推進

死亡事故、ひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件の発生に際しては、迅速な初動捜査を実施するとともに、捜査員を早期に投入し、迅速・的確な現場採証・検索活動を推進するなど、警察本部と警察署が連携した組織的な捜査を推進し、被疑者の検挙と事故原因の徹底究明を図る。

(2) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

飲酒運転等、悪質で危険な運転による人身事故に対しては、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。

(3) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

(4) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

交通事故現場を三次元で再現する3Dレーザースキャナを始めとした装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

(5) 交通特殊事件等の捜査強化

白タク事件、自動車等の使用者による過積載運転の下命・容認事件 偽装交通事故を手段とする交通保険金詐欺事件及び自動車の不正登録・不正車検事件等については、組織的な情報収集及び管理体制を確立し、重点を指向した捜査を強化する。

3 前年度の実績（県下、令和5年中）

(1) 危険運転致死傷罪の適用状況 33 件

(2) ひき逃げ事件検挙状況

区 分	発生件数	検挙件数	検挙率(%)
死 亡	2 件	3 件	150.0 %
重 傷	12 件	11 件	91.6 %
軽 傷	212 件	164 件	77.3 %
計	230 件	178 件	77.3 %

(3) 交通特殊事件等の検挙状況

罪 種 別	件 数
交 通 保 険 金 詐 欺 事 件	7 件
自 動 車 使 用 者 の 義 務 違 反 事 件	46 件
犯 人 隠 避 事 件	12 件
文 書 偽 (変) 造 事 件	17 件
そ の 他	249 件
計	331 件

※その他（道路運送車両法違反事件、運転免許証不正取得事件など）

実施機関：北九州自動車検査登録事務所、警察

節	5 道路交通秩序の維持
項	3 暴走族等対策の推進
目	1 暴走族等追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 2 暴走行為阻止のための環境整備 3 暴走族等に対する指導取締りの推進 4 暴走族関係事犯者の再犯防止 5 車両の不正改造の防止

1 計画の実施方針及び重点

(1) 北九州自動車検査登録事務所

関係団体と緊密な連携を保ちながら、暴走行為を助長するような不法改造の防止に努める。

(2) 警察

暴走族及び違法行為を敢行する旧車會（以下「暴走族等」という。）の対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族等追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、暴走族等に対する取締りを強化する。

2 計画の内容

(1) 北九州自動車検査登録事務所

ア 自動車検査員、整備主任者の研修時に不正改造の防止を指導する。

イ 不正改造車を排除する運動、春・秋全国交通安全運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検運動の期間を中心に街頭検査を実施し、不正改造車に対しては、整備命令書を交付し強力に指導する。

ウ 登録関係の手続等に来る申請者に対し、不正改造車の改善を要請等指導する。

(2) 警察

ア 暴走族等追放気運の高揚及び学校における青少年の指導の充実

(ア) 暴走族等追放気運の高揚

報道機関等に対し、暴走族等に関する情報の資料提供を行い、暴走族等の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。

(イ) 学校における青少年の指導の充実

学校において、「暴走族等加入阻止教室」を開催するなど、青少年に対する指導等を促進する。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、い集させないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを促進する。

ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進

(ア) 暴走族等取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為、他悪質事犯に対しては、道路交通法違反（共同危険行為等の禁止）違反を始め、各種法令を適用した検挙及び補導を徹底する。

(イ) 暴走族等に対する実態把握を徹底し、騒音関係違反、不正改造等の取締りを推進する。

(ウ) 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等を押収するなど暴走族等と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族等グループの解体・離脱など暴走族等関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力

団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

また、暴走行為に対する運転免許の行政処分については、迅速かつ厳正に行う。

オ 車両の不正改造の防止

「不正改造車を排除する運動」等を通じ、各種広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対しても、必要に応じて事務所等に対する捜査を行う。

3 前年度の実績

(1) 警察

ア 暴走族の検挙状況（県下、令和5年中）

区 分	件 数	人 員
交通関係法令違反	1,601 件	1,529 人
道路交法違反検挙	1,585 件	1,513 人
共同危険行為	11 件	59 人
道路運送車両法	16 件	16 人
刑法犯・特別法犯検挙	13 件	13 人
計	1,616 件	1,544 人

イ 不正改造車両の押収状況（県下、令和5年中）

二輪車	四輪車	計
67 台	9 台	76 台

実施機関：北九州市（消防局警防課、救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	1 救助体制の整備・拡充
1 計画の実施方針及び重点 事故形態の複雑多様化に対応するため、救急救助の技術と知識の向上を図るとともに、関係機関との連携強化に努める。	
2 計画の内容 (1) 救助資器材の整備 (8) 関係機関との合同訓練等の実施 (2) 交通救助に関する職場研修の実施 (9) 各種救急医学会等への派遣 (3) 交通救助訓練の実施 (4) 救助事例研究会の実施 (5) 集団救急救助訓練の実施 (6) 救急資器材の整備 (7) 応急手当普及活動の実施	
3 前年度の実績 (1) 救助資器材の整備 更新計画に基づいた配置 (2) 交通救助に関する職場研修の実施 各救助隊が年1回以上実施 (3) 交通救助訓練の実施 各救助隊が年1回以上実施 (4) 集団救急救助訓練 北九州市消防局と医療機関等の連携訓練を実施 (5) 救急救命士養成 6人 (6) 市民に対する応急手当普及啓発状況 663回、28,741人	

実施機関：北九州市（消防局救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	2 多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実
1 計画の実施方針及び重点 事故形態の複雑多様化に対応するために、救急救助の技術と知識の向上を図るとともに、関係機関との連携強化に努める。	
2 計画の内容 (1) 集団救助・救急事故時に対する集団救急救助訓練の実施 (2) 傷病者の救出や応急救護等の、救急救助活動を迅速かつ円滑に運用するために、常に警察、保健福祉局、療機関、医師会等との連携を強化する。	
救急状況	
事業内容	令和5年実績（速報値）
出動件数	63,061 件
搬送人員	56,043 人
救急体制	
事業内容	令和5年度実績
救急隊数	23 隊
救急隊員数	214 人
救急車台数	28 台 (うち5台は非常用)
3 前年度の実績 集団救急救助訓練の実施 （北九州市消防局と医療機関等の連携訓練）	

実施機関：北九州市（保健福祉局地域医療課、消防局救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	3 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 北九州市（保健福祉局地域医療課）
 応急手当に重要な役割を果たすＡＥＤ（自動体外式除細動器）の普及推進を図る。
- (2) 北九州市（消防局救急課）
 交通事故等で救急車が到着するまでの間に、傷病者に対して適切な応急手当を行うことにより傷病者の救命効果の向上を図る。

2 計画の内容

- (1) 北九州市（保健福祉局地域医療課）
 - ア 広報によるＡＥＤの普及促進
 - イ 各種団体の協力を得て市内ＡＥＤ設置施設の情報を収集、その設置状況を公開する。
- (2) 北九州市（消防局救急課）
 - ア 事業所や市民等を対象として、普通、上級救命講習や救急救室を積極的に開催し、応急手当の普及を図る。
 - イ 企業における応急手当普及員資格者の養成
 - ウ 市民や旅行者が事故によるケガや急病に見舞われたときの対応として、市内のガソリンスタンド従業員や自営業を営む消防団員等に応急手当講習を受講してもらう。
 - エ 市民が事故や急病で心臓が停止する状態になった場合に、救急車が到着するまでの間、消防指令センターからの要請により、事業所が所有又は管理しているＡＥＤを貸出すなど、事業所の協力によって市民を救命できる体制を構築し、安全で安心なまちづくりを推進する。

3 前年度の実績

北九州市（消防局救急課）

講習種類	実施回数	受講者数	平成6年度の講習開始からの延受講者数
普通救命講習	146 回	3,082 人	383,021 人
上級救命講習	9 回	218 人	8,610 人
応急手当普及員講習	15 回	423 人	9,915 人
応急手当指導員講習	3 回	3 人	1,160 人
救急講習	490 回	25,015 人	551,649 人

4 令和6年度の予算額

北九州市（消防局救急課）

856千円

実施機関：北九州市（消防局救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	4 救急救命士の養成・配置等の促進
1 計画の実施方針及び重点 救急現場及び搬送途上における効果的な救急救命処置の実施のため、高度救急救命処置が行える救急救命士の養成を計画的に行う。	
2 計画の内容 (1) 養成機関へ計画的に職員を派遣する。 (2) 病院実習（再研修）等により教育訓練の充実を図り、救急救命士の資質の向上を図る。	
3 前年度の実績 ・救急救命士養成 6 名 ・再研修等の実施	
4 令和 6 年度の予算額 14,735千円	

実施機関：北九州市（消防局警防課、救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	5 救助・救急用資機材の整備の充実
1 計画の実施方針及び重点 救急現場及び搬送途上における効果的な救急救助活動を実施するため、救助・救急用資器材等を整備する。	
2 計画の内容 (1) 救助用資器材の新規及び更新配置 (2) 訓練施設の充実 (3) 高度救命処置用資器材の整備 (4) 高規格救急車の更新	
3 前年度の実績 ・水難救助用資器材の更新（4,309千円） ・救急自動車4台更新（149,380千円） ・レスキュー用機械器具の購入（5,999千円）	
4 令和 6 年度の予算額 281,199千円 （救急課該当分 予算額）	

実施機関：北九州市（消防局救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	6 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進
1 計画の実施方針及び重点 救急現場及び搬送途上での効果的な救急救命処置の実施のため、高度救急救命処置が行える救急救命士の養成を計画的に行うとともに、あかきゅうやヘリ救急などの活用を図る。	
2 計画の内容 (1) 救急救命処置に対応できる救急救命士の養成を行うため、消防職員を救急救命士養成校へ派遣する。 (2) 拡大された救急救命処置に対応できる隊員を養成するため、消防学校で実施される処置拡大講習を受講する。 (3) 救急隊の到着に時間を要すると思われる救急事故については、応急処置資器材を積載した消防車「あかきゅう」を出動させ、救急隊が到着するまでの間、負傷者の救護活動や情報収集、現場の安全管理等を行う。 また、高速道路上や一般道で必要な場合についても、「あかきゅう」を出動させ、二次災害防止等、現場の安全管理等を行う。 (4) 重篤患者については、患者負担の軽減や搬送時間の短縮が図れる場合には、ヘリコプターを積極的に活用する。	
3 前年度の実績 救急救命士養成 6 名 処置拡大講習受講 6 名 救急科の受講 14 名 ・あかきゅう出動 5,854 件（速報値） ・ヘリ救急 12 件（速報値）	

実施機関：北九州市（消防局警防課、救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	7 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
1 計画の実施方針及び重点 交通事故の増大と事故形態の複雑多様化に対応するため、救急救助技術の向上を図るため各種訓練等を実施する。	
2 計画の内容 (1) 交通救助に関する職場研修の実施 (2) 交通救助訓練の実施 (3) 救助事例研究会の実施 (4) 集団救急救助訓練の実施 (5) 救助課程の実施 (6) 各種救急医学会等への派遣	
3 前年度の実績 (1) 各種交通救助訓練の実施 (2) 救助事例研究会の実施 (3) 集団救急救助訓練の実施（北九州市消防局と医療機関等の連携訓練）	

実施機関：北九州市（消防局救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	1 救助・救急体制の整備
目	8 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備
1 計画の実施方針及び重点 交通事故の増大と事故形態の複雑多様化に対応するため、救急技術の向上を図るため各種訓練等を実施する。	
2 計画の内容 重篤患者又は交通渋滞等でヘリコプターによる搬送の方が時間短縮を図れる場合は、ヘリコプターを積極的に活用する。	

実施機関：北九州市（保健福祉局地域医療課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	2 救急医療体制の整備
目	
1 計画の実施方針及び重点 北九州市の救急医療体制の一層の充実	
2 計画の内容 現在の1次から3次の救急医療システムを利用して、救急医療体制の一層の充実を図る。	
3 前年度の実績 (単位：人)	
	令和5年度救急患者数
	内科 小児科 外科整形 耳鼻科 眼科 歯科 計
夜間・休日急患センター	8,708 4,604 3,481 2,175 1,743 353 21,064
第2夜間・休日急患センター 小児救急・小児総合医療センター ※救命救急センターを除く	7,872 29,199 2,839 — — — 39,910
休日急患診療所	2,059 2,043 — — — — 4,102
計	18,639 35,846 6,320 2,175 1,743 353 65,076

実施機関：北九州市（保健福祉局地域医療課、消防局救急課）

節	6 救助・救急活動の充実
項	3 救急関係機関の協力関係の確保等
目	
1 計画の実施方針及び重点 救急患者を医療機関へ円滑に収容するため、関係機関との緊密な連携と協力体制の確立を強力に推進していく。	
2 計画の内容 (1) 救急患者に関する情報を、携帯電話を活用して医療機関へ提供する。 (2) 関係機関（医師会等）との連絡調整会議を開催する。	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	7	被害者支援の充実と推進
項	1	損害賠償の請求についての援助等
目	1	交通事故相談活動の推進
	2	損害賠償請求の援助活動等の強化

1 計画の実施方針及び重点

(1) 交通事故相談所及び巡回交通事故相談の相談活動の充実を図る。

(2) 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、国が実施する相談員研修会へ参加し、相談員の資質の向上を図る。

(3) 各種広報紙や啓発資料等を有効に活用して、広く交通事故相談所等の利用を周知する。

2 計画の内容

(1) 県警察

交通事故被害者等に対する救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

(2) 北九州市

事業内容	相談日時	場所
交通事故相談 (相談員3人)	毎週月～金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00 (祝日・年末年始は休み)	市役所2階
巡回相談	各区月1回 10：00～12：00 13：00～16：00 (小倉北区は除く)	各区総務企画課
広報等	相談パンフレットの配布 ホームページへの掲載 等	

3 前年度の実績

相談体制	相談員3人	
相談件数	交通事故相談所	14件
	巡回交通事故相談	9件
	電話相談	144件
	計	167件

実施機関：警察、

北九州市（総務市民局安全・安心推進課、子ども家庭局子育て支援課）

節	7 被害者支援の充実と推進
項	2 交通事故被害者等支援の充実強化
目	1 交通事故被害者等に対する援助措置の充実 2 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

交通事故による被害者等に対しては、事故の概要等の情報提供など、捜査過程における二次的被害の防止等を図りつつ、被害者等の心情に配慮した適切かつ効果的な被害者支援を推進する。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課、子ども家庭局子育て支援課）

交通事故により、主たる生計維持者である父又は母を失った遺児に対し、交通遺児奨学金制度等により経済的な援助を行い、遺児の健全な育成に役立てる。また、交通災害共済制度の加入促進に協力する。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 被害者支援活動の実施

交通死亡事故、ひき逃げ事故等の被害者やその遺族等に対しては、事故の概要、被疑者検挙状況等について、被害者等の心情やニーズに応じた適切かつ確実な被害者支援活動を実施する。

イ 「被害者の手引き」の活用

被害者連絡活動を実施する際は、「被害者の手引き」を配布し、被害者支援の具体的内容を教示する。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課、子ども家庭局子育て支援課）

ア 山九交通遺児奨学金

山九交通遺児奨学金給与規則に基づき、高等学校、大学、専修学校などに在学する交通遺児に対し奨学金を支給する。

イ 北九州市災害遺児手当

北九州市災害遺児手当支給要綱に基づき、交通事故等により死亡又は重度の障害となった父母等に監護（又は養育）されていた義務教育終了前の児童を監護（又は養育）するものに対し、児童1人につき月額4,000円を支給する。

ウ 交通災害共済制度

交通事故被害者の経済的負担の軽減を図るため、北九州市民共済生活協同組合の行う「交通災害共済制度」への加入促進を図る。（1口500円で共済見舞金最高120万円）

3 前年度の実績

山九交通遺児奨学金

給与人数 8 人

支給額 2,580,000 円

北九州市災害遺児手当

受給者数 19 人

対象児童数 35 人

支給額 1,492千 円

節	8 交通事故要因の総合的な調査分析の推進
項	
目	
1 計画の実施方針及び重点 交通事故抑止に資するため、交通事故の諸要因を総合的に分析し、その結果を各種対策に活用するほか、市民に対する積極的な情報発信を行う。 (1) 交通死亡事故等現場調査及び分析 (2) 交通事故総合システムを活用した交通事故の多角的な分析 (3) 各種広報媒体を活用した交通事故統計情報の発信 (4) 関係機関・団体等に対する交通事故統計資料の提供	
2 計画の内容 (1) 交通死亡事故等現場調査及び分析 交通死亡事故等現場調査を早期に実施し、事故要因を分析の上、道路管理者等と再発防止策を多角的に検討する。 (2) 交通事故総合システムを活用した交通事故の多角的な分析 ア 交通事故データの迅速かつ正確な収集・分析を行い、交通事故の発生傾向等を把握する。 イ G I Sシステムを活用し、交通事故を多角的に分析する。 (3) 各種広報媒体を活用した交通事故統計情報の発信 ホームページコンテンツ等の充実強化を図りつつ、迅速かつ効果的な情報発信に努める。 (4) 関係機関・団体等に対する交通事故統計資料の提供 関係機関・団体等による効果的な交通安全活動の促進及び交通安全施設の充実を図るため、交通事故統計資料を提供する。	
3 前年度の実績 (1) 交通死亡事故等現場調査を早期に実施し、各種データの収集・分析に基づいて、道路管理者と連携した交通安全施設の充実等の死亡事故を始めとする交通事故抑止対策を図った。 (2) 特に、令和5年中に増加した交通死亡事故に関して、交通事故総合システムを活用し、死者の年代、発生時間帯、発生場所等の事故の特徴・傾向を詳細に分析し、その結果を活用して交通死亡事故抑止対策に努めた。 (3) 県警ホームページを活用し、日々の交通事故統計を更新するほか、各種交通事故統計資料の掲載を行い、市民に対する積極的な情報発信を行った。 (4) 交通事故総合システムを活用し、交通事故抑止対策につながる交通事故分析を行うと共に、分析結果等を関係機関・団体等に対して提供した。	